

(イ) 新生児が出生した場合

基準日(令和6年12月13日)時点で令和6年度住民税非課税世帯の世帯主であるため、青森市から物価高騰支援給付金(1世帯当たり3万円)を受給した世帯で、かつ令和6年12月14日以降、新生児が出生した場合(生計同一の場合に限る)

R6.12.13時点

世帯主: 父



R6非課税



R6非課税

令和6年度青森市物価高騰支援給付金
(1世帯当たり3万円) 受給世帯



R6.12.14以降



R6非課税



R6非課税



R6.12.14～R7.7.31 出生

【答】

こども加算の**対象者**です
給付金の受給には、
父の申請が必要です。

(ウ) 児童を別居監護している場合

基準日(令和6年12月13日)時点で令和6年度住民税非課税世帯の世帯主であるため、青森市から物価高騰支援給付金(1世帯当たり3万円)を受給した世帯で、かつ基準日時点で別世帯だが生計が同一の児童(児童のみの世帯で寮で生活している児童等)がいる場合

R6.12.13時点

世帯主A: 父



R6非課税

母



R6非課税

令和6年度青森市物価高騰支援給付金
(1世帯当たり3万円) 受給世帯

R6.12.13時点

世帯主B



非課税

寮に入っている児童等
児童のみの世帯

【答】

こども加算の**対象者**です
給付金の受給には、
父の申請が必要です。

別居監護申立書及び児童が属
する世帯の住民票謄本が必要
です。

R6.12.13時点 青森市

世帯主A: 父



R6非課税

母



R6非課税

令和6年度青森市物価高騰支援給付金
(1世帯当たり3万円) 受給世帯

R6.12.13時点 八戸市

世帯主B: 子①



非課税

子②



非課税

寮に入っている児童等
児童のみの世帯

仮に左のように、児童のみからなる世帯
に属する児童が兄弟姉妹等で2人以上い
る場合は、原則、以下のようになります。

<子②の分のこども加算>
⇒八戸市から子①に対し、申請なしでこ
ども加算が支給されます

<子①の分のこども加算>
⇒父が青森市に申請することにより、父
に対してこども加算が支給されます。